

令和7年度使用済粒状活性炭の有償譲渡（追加）に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、令和7年度に東京都水道局（以下「当局」という。）が、浄水場の高度浄水処理過程における使用済粒状活性炭（以下「使用済炭」という。）の引取りを希望する事業者（以下「引取希望者」という。）に対して有償譲渡するに当たり、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要綱が対象とする使用済炭は、東村山浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場において発生したもののうち、既に浄水場使用済粒状活性炭の有償譲渡に関する協定書（以下「既協定」という。）により譲渡が確定しているものを除いたものとする。

（使用済炭の譲渡場所及び発生予定量）

第3条 この要綱において譲渡する使用済炭の譲渡場所は、東村山浄水場、金町浄水場、三郷浄水場及び朝霞浄水場（以下「各浄水場」という。各浄水場の住所は次項に掲げる表のとおり。）とする。

2 各浄水場における使用済炭の期間内発生予定量（以下「発生予定量」という。）及び発生予定時期は、次表のとおりとする。譲渡開始時期は令和7年9月からを予定する。

なお、発生予定量は、使用済炭の乾燥重量とそれに含まれる水分等の重量を合わせたものである。

発生場所 (使用済炭)	譲渡終了時期(予定)	発生 予定量 (トン)	譲渡場所 (浄水場名・所在地)	
	(上段)フレコン渡し			
	(下段)バラ渡し			
東村山浄水場	令和8年3月中旬	900	東村山浄水場	東京都東村山市 美住町二丁目20番地236
	令和7年11月下旬			
金町浄水場	令和8年2月下旬	850	金町浄水場	東京都葛飾区 金町浄水場1番1号
	令和8年1月中旬			
三郷浄水場	令和8年3月中旬	40	三郷浄水場	埼玉県三郷市 彦江三丁目12番地2
	令和8年1月中旬			
朝霞浄水場及び 三園浄水場	令和8年2月下旬	1,330	朝霞浄水場	埼玉県朝霞市 宮戸一丁目3番1号
	令和8年1月下旬			
合計	—	3,120	—	—

(使用済炭の譲渡方法)

第4条 使用済炭は、原則としてフレコンバッグに袋詰めした状態（以下「フレコン渡し」という。）で譲渡する。

2 譲渡場所における使用済炭のフレコン渡しでの積み込み作業及び運搬作業は、引取希望者の責任と負担で行う。

3 当局は、引取希望者が行う使用済炭のフレコン渡しでの積み込み作業に際して、当局の業務に支障を来たさない範囲において、フォークリフトを無償で貸与する。

ただし、当局の業務やフォークリフトの車検、故障等で引取希望日に貸与できない場合は、引取希望者の責においてフォークリフト等を手配する。

4 フォークリフトを操縦する際は、関係法令に基づいて相当する有資格者が事故防止及び過積載とならないよう安全に積み込み作業を行い、使用後は、必要に応じて各浄水場の指定する場所で清掃して、速やかに返却する。

5 引取希望者が、当局フォークリフトを使用中、施設やフォークリフト等に損害を与えた場合、引取希望者の責任と負担において、復旧及び賠償する。

6 第1項にかかわらず、引取希望者がフレコンバッグから解袋し、バラの状態（以下「バラ渡し」という。）で譲渡を希望する場合は、当局が別途契約している生物活性炭吸着池粒状活性炭引抜き工事により解袋作業を行い、譲渡することができる。

バラ渡しを希望する場合は、1日あたり3台分（10t程度積載車両）以上の引取りとし、当局における解袋作業の実施状況により、解袋できない期間があるため、これに従うこと。

(引取希望者の募集)

第5条 当局は、水道局ホームページの公開日から令和7年8月27日までを募集期間として、引取希望者の募集を行う。

2 申込みに当たっては、当局がホームページにて公開する本要綱、様式1から様式3まで及び第7条に定める有償譲渡に関する協定書（以下「譲渡協定」という。）を確認し、記載内容を把握したうえで、前項の募集期間中に申込みを行う。

なお、既協定締結者は、既協定譲渡計画を優先するため申し込むことが出来ない。

(引取の申込み)

第6条 引取希望者は、前条の募集期間内に、使用済粒状活性炭引取申込書（様式1）（以下「様式1」という。）に記載押印したものを掲示したメールアドレスまたは郵送にて提出する。

jo-jo-mizuunyo@waterworks.metro.tokyo.jp

2 前項において提出する様式1の中で、引取希望者は譲渡期間内に引取を希望する使用済炭の譲渡場所（以下「譲渡場所」という。）、譲渡希望量（以下「希望量」という。）

及び使用済炭1トン当たりの引取単価（税抜き）（以下「希望単価」という。）を様式1に明記する。

なお、希望量は、1引取希望者につき、当局の発生予定量合計の半量を上限とする。

3 希望する譲渡場所に希望単価を様式1に明記する。

（譲渡者及び譲渡量の決定）

第7条 当局は、次の各号により、各引取希望者の中から譲渡先を選定し、譲渡協定に記載する期間の譲渡予定数量（以下「譲渡予定量」という。）、譲渡単価を決定する。

（1） 第5条第1項の募集期間経過後、提出された様式1に記載された希望単価が最も高い引取希望者に対して、希望量を譲渡予定量、希望単価を譲渡単価とする譲渡協定締結の申入れを書面にて行う。

希望量が譲渡場所における発生予定量を上回る場合には、発生予定量を譲渡予定量とする。

また、希望単価が同額の者が複数いる場合には、希望量が最も多い者に対して譲渡協定締結の申入れを行う。

希望単価が同額かつ希望量が同量である者が複数いる場合には、当該引取希望者の譲渡場所における発生予定量の合計もしくは、当該引取希望者の希望量の合計のうち少ない方の数量を、当該引取希望者の数で等分した量を譲渡予定量とし、当該引取希望者へ同時に譲渡協定締結の申入れを行う。

（2） 前号において譲渡予定量が各浄水場の発生予定量の合計を下回る場合には、前号の発生予定量を譲渡可能量と読み替えた上で、当局は前号の引取希望者の次に希望単価が高い引取希望者に対して前号と同様の譲渡協定締結の申入れを行う。本号の手続きを、各引取希望者への譲渡予定量の合計が各浄水場の発生予定量の合計に達するまで繰り返す。

（3） 前2号における当局からの申入れに対して、協定締結がなされない場合には、引取希望者が辞退したものとみなす。

（4） 当局から協定締結の申入れを行わない引取希望者に対しては、その旨を通知する。

（5） （1）及び（2）に定める譲渡協定締結の申し入れを行う引取希望者の決定の際、第4条第6項によるバラ渡しでの譲渡を希望する引取希望者については、引取希望者が開袋した場合に要する費用の相当額（以下「開袋単価」という。）を希望単価から差し引いた金額を希望単価として扱い、決定を行う。

なお、その開袋単価は、当局の開袋実績をもとに算出した額とし、金額については非公開とする。

（使用済炭の譲渡計画）

第8条 引取希望者は、譲渡協定に定める譲渡計画に沿って、滞りなく着実に使用済炭を引取るよう努めるものとする。

2 譲渡計画書に定める期間において、第6項に定める追加譲渡の協議が成立した場合を除き、譲渡計画書に定める各期間の譲渡量を超えて使用済炭を引取ることはできない。

3 譲渡計画書に定める前期間における実績譲渡量について、譲渡計画に定める譲渡量に満たない分の使用済炭については、前期間の終了時点をもって引取希望者が引取る権利と放棄したものとして取り扱い、第6項に定める追加譲渡の対象とする。

4 引取希望者が、譲渡計画に沿って滞りなく使用済炭を引取ることができず、譲渡予定量を減量する必要があるときは、当局に対して減量事由及び減量希望量の通知を行うことで、譲渡予定量を減量することができるものとし、この場合に減量の対象となった使用済炭も前項の場合と同様に、第6項に定める追加譲渡の対象とする。

5 当局は、前条による手続き完了後に、発生予定量の減少等により譲渡予定量分の使用済炭が用意できない場合には、譲渡単価が低い者から順に、譲渡予定量の減量等を通知する。

ただし、譲渡予定量分の使用済炭が用意できないことが判明した時点で、譲渡計画に定める譲渡を終えている者がいる場合は、譲渡を終えていない者の中で譲渡単価が低い者から順に、譲渡予定量の減量等を通知するものとする。

なお、譲渡予定量の減量等の通知を行う引取希望者の決定の際、第4条第6項による譲渡を希望する引取希望者については、譲渡単価から解袋単価を差し引いた金額に基づき決定を行う。

6 当局は、前条による譲渡先及び譲渡予定数量の決定手続き完了後に、引取希望者の不足、発生予定量の増加、第3項に定める権利の放棄、第4項に定める譲渡量の減量等により使用済炭に余剰が生じた場合には、当局における使用済炭の保管状況等を勘案の上、必要に応じて、譲渡単価が高い者から順に、前条における譲渡単価と同額により、追加譲渡の協議を行う。

なお、追加譲渡の協議を行う引取希望者の決定の際、第4条第6項による譲渡を希望する引取希望者については、譲渡単価から解袋単価を差し引いた金額に基づき決定を行う。

7 前項に定める追加譲渡の協議に関し、第3項に定める権利の放棄を行い、前期間の実績譲渡量が譲渡計画に定める譲渡量の8割（1トン未満の端数が生じる場合は1トン未満切捨て）に満たない引取希望者については、後期間、協議を行う順を、最後尾へと変更する。

8 第3項及び第5項による譲渡量の変更に伴い、引取希望者に生じる一切の損害に対して、当局は責任を負わないものとする。

(使用済炭の性状把握)

第9条 引取希望者は、使用済炭の利用に当たっては、その性状を十分に把握した上で利用する。

(使用済炭の利用目的)

第10条 引取希望者は、使用済炭を第6条により提出した様式1に記載した利用目的に限り利用できる。

2 引取希望者は、当局から使用済炭を利用した製品サンプル、又は利用実績報告書その他の資料の要求があった場合には、速やかに当局へ提出する。

3 当局は必要に応じ、譲渡した使用済炭が適正に利用されているか履行確認する場合があります、引取希望者は履行確認に全面的に協力する。

(引取日の事前調整)

第11条 引取希望者が希望する引取日の調整については、原則、譲渡を希望する日の5開庁日前までに各浄水場と協議を行ったうえで定めるものとし、期日を厳守できない状況が続く場合は、当局の指示に対して改善計画が成されるまで譲渡を停止する。

(譲渡量の計量)

第12条 使用済炭の譲渡量の計量は、当局が各浄水場に設置しているトラックスケール(台貫)によって計量作業を行うものとする。

計量する際の重量は、譲渡時における使用済炭及びそれに含まれる水分等も含まれた重量とする。

なお、トラックスケール(台貫)の利用時間については、8時30分から16時45分までの間とし、12時から13時までの間は除く。厳守できない状況が続く場合は、当局の指示に対して改善計画が成されるまで譲渡を停止する。

(使用済炭に関する情報提供)

第13条 当局は、引取希望者から使用済炭の分析結果報告書又はサンプル提供の要求があった場合には、引取希望者に提供する。

2 前項の提供を希望する場合は、使用済粒状活性炭分析結果報告書交付申請書(様式2)又は使用済粒状活性炭交付申請書(サンプル用)(様式3)により行う。

(使用済炭の返納)

第14条 引取希望者は使用済炭を一度引き取った後に、使用済炭の性状等により返納を申し出ることができる。その際は、協議を行ったうえで返納するものとし、運搬は、

引取希望者の負担により行い、有償譲渡代金については、返金しないこととする。
なお、バラ渡しでの譲渡の場合は、フレコンバッグに袋詰めした状態で返納する。

(法令等の遵守)

第15条 引取希望者は、使用済炭の積込み作業、運搬及び利用について、関係法令等を遵守して行う。

2 当局と引取希望者で行った全ての契約等に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、譲渡の停止及び譲渡協定の解消をすることができる。

(1) 引取希望者が、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号。以下「措置要綱」という。）別表1号に該当するとして（引取希望者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、措置要綱に基づく排除措置を受けた場合

(2) 公正取引委員会が、引取希望者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49号に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令。以下「排除措置命令等」）が確定した場合又は過去に排除措置命令等が確定していたことが判明した場合

(3) 引取希望者が行う使用済炭の運搬において、過積載が確認された際は、当局の指示に対して改善計画が成されるまで譲渡を停止する。

3 前項各号に基づく譲渡の停止及び譲渡協定の解消が行われた場合においても、当局は、引取希望者に対し、譲渡の停止及び譲渡協定の解除までに譲渡した使用済炭について、代金の請求を行うことができる。

(譲渡代金の支払い)

第16条 引取希望者は、譲渡代金を当局が発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の解釈に疑義を生じた場合については、当局と引取希望者で協議の上決定する。

附則

この要綱は、追加募集に適用し令和8年3月31日までの施行とする。